

議案第9号

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年6月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年墨田区条例第38号）の一部
を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

第13条第1項第3号中「第1号ハ又は前号ロ若しくはハ」を「第1号ウ又は前号イ若しくはウ」に改める。

付則第2項中「。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、「及び第14条」を削り、「、第13条第2項」を「、同項」に改め、「、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証

人を立てる場合にあっては、無利子）」と」を削る。

付則第3項中「及び保証人」を削り、「第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項」を「第14条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正により、引用条文に移動があったこと等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。